株式会社 大阪ソーダ

証券コード　4046

第165回 定時株主総会 招集ご通知

※ 開催場所が昨年と異なりますので、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照のうえ、お間違いのないようご注意ください。
※ 昨年から、株主総会ご出席株主様へのお土産の配布を取りやめさせていただいております。何卒ご理解くださいますようお願い申しあげます。

新型コロナウイルスに関するお知らせ

新型コロナウイルスの感染リスクを避けるため、株主総会当日のご来場を見合わせていただき、書面またはインターネットによる議決権行使を行っていただくことを強くご推奨申しあげます。
株主総会当日のご出席を検討されている株主様におかれましては、株主総会当日の流行状況やご自身の体調を十分にご確認のうえ、マスク着用などの感染予防に最大限ご配慮いただきますようお願い申しあげます。

開催日時

2020年６月26日（金曜日）
午前10時

開催場所

大阪市北区大淀中一丁目１番20号
ウェスティンホテル大阪 ４階
花梨の間

▌目 次

第165回定時株主総会招集ご通知…… 1
〈添付書類〉
事業報告…… 5
連結計算書類…… 17
計算書類…… 19
監査報告書…… 21
株主総会参考書類
第１号議案　取締役７名選任の件…… 27
第２号議案　監査役１名選任の件…… 34
第３号議案　退任監査役に対する退職慰労金贈呈および役員退職慰労金制度廃止にともなう打切り支給の件…… 35
第４号議案　取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件…… 36
第５号議案　当社株式の大規模な買付行為に関する対応方針（買収防衛策）継続の件…… 39

証券コード4046
2020年６月９日

株　主　各　位

大阪市西区阿波座一丁目12番18号
株式会社 大阪ソーダ
代表取締役
社長執行役員　寺　田　健　志

第165回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当社第165回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

なお、新型コロナウイルスの感染リスクを避けるため、株主のみなさまには、株主総会当日のご来場を見合わせていただき、書面またはインターネットによる議決権行使を行っていただくことを強くご推奨申しあげます。お手数ながら、後記株主総会参考書類をご検討いただき、2020年６月25日（木曜日）午後５時30分までに議決権をご行使くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

１．日時　**2020年６月26日（金曜日）午前10時**

２．場所　大阪市北区大淀中一丁目１番20号　**ウェスティンホテル大阪　４階　花梨の間**

※ 開催場所が昨年と異なりますので、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照のうえ、お間違いのないようご注意ください。

※ 新型コロナウイルスの感染拡大の状況しだいでは、会場および開始時刻が変更となる場合がありえます。その場合は、当社ホームページ（http://www.osaka-soda.co.jp/）でお知らせいたしますので、必ずご確認くださいますようお願い申しあげます。

※ 昨年から、株主総会ご出席株主様へのお土産の配布を取りやめさせていただいております。何卒ご理解くださいますようお願い申しあげます。

３．目的事項

報告事項　１．第165期（2019年４月１日から2020年３月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

２．第165期（2019年４月１日から2020年３月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

第１号議案　取締役７名選任の件

第２号議案　監査役１名選任の件

第３号議案　退任監査役に対する退職慰労金贈呈および役員退職慰労金制度廃止にともなう打切り支給の件

第４号議案　取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

第５号議案　当社株式の大規模な買付行為に関する対応方針（買収防衛策）継続の件

４．招集にあたっての決定事項

（1）議決権行使書面において、各議案についての賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示があったものとして取り扱わさせていただきます。

（2）当日、代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主に委任する場合に限られます。なお、代理人は１名とさせていただきます。ただし、代理権を証明する書面の提出が必要となりますのでご了承ください。

（3）議決権行使書とインターネットによる方法と重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとさせていただきます。

（4）インターネットによる方法で重複して議決権を行使された場合、または議決権行使書面による方法で重複して議決権を行使された場合は、いずれも最後に行使されたものを有効とさせていただきます。

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、当社の新株予約権等に関する事項、業務の適正を確保するための体制およびその運用状況の概要、会社の支配に関する基本方針、連結株主資本等変動計算書、連結注記表、株主資本等変動計算書、個別注記表につきましては、法令および当社定款の定めにより、インターネット上の当社ホームページ（http://www.osaka-soda.co.jp/）に掲載しておりますので、添付書類には掲載しておりません。したがいまして、本招集ご通知の添付書類は、監査報告を作成するに際して監査役および会計監査人が監査をした対象の一部であります。

◎株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ホームページ（http://www.osaka-soda.co.jp/）に掲載させていただきます。

新型コロナウイルスに関するお知らせ

新型コロナウイルスの感染リスクを避けるため、株主のみなさまには、株主総会当日のご来場を見合わせていただき、書面またはインターネットによる議決権行使を行っていただくことを強くご推奨申しあげます。

株主総会当日のご出席を検討されている株主様におかれましては、株主総会当日の流行状況やご自身の体調を十分にご確認のうえ、マスク着用などの感染予防に最大限ご配慮いただきますようお願い申しあげます。

株主総会会場において、検温、アルコール消毒等株主様の安全に配慮した感染予防の措置を講じる場合がありますので、ご協力賜りますようお願い申しあげます。また、発熱や咳などの症状がある株主様の入場をお断りすることがありますので、ご理解賜りますようお願い申しあげます。

今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生ずる場合は、当社ホームページでお知らせいたします。

議決権行使についてのご案内

当日ご出席の株主様



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。また、本「招集ご通知」をご持参くださいますようお願い申しあげます。

株主総会開催日時 2020年６月26日(金曜日)午前10時

当日ご出席いただけない株主様

当日ご出席いただけない場合は、郵送または電磁的方法（インターネット）により、議決権をご行使いただけます。

郵送による議決権の行使



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。なお、議案についての賛否の表示がない議決権行使書が提出された場合は、会社提案に「賛成」の意思表示があったものとして取り扱わせていただきます。

行使期限 2020年６月25日(木曜日)午後５時30分到着分まで

電磁的方法（インターネット）による議決権の行使



パソコンまたはスマートフォンから、議決権行使サイト **https://evote.tr.mufg.jp/** にアクセスし、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否をご入力ください。

詳細は右頁をご覧ください。

行使期限 2020年６月25日(木曜日)午後５時30分受付分まで

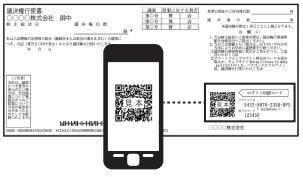
（ただし、毎日午前２時から午前５時までは取り扱いを休止させていただいております。）

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書副票に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

1 議決権行使書副票（右側）に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

2 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。



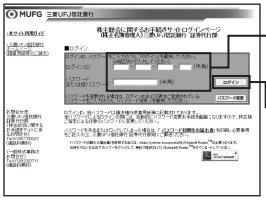
QRコードを用いたログインは1回に限り可能です。
再行使する場合、もしくはQRコードを用いずに議決権を行使する場合は、右の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト　**https://evote.tr.mufg.jp/**

1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。

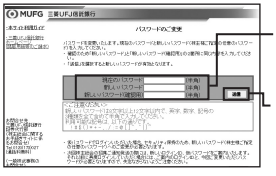
2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリック



「ログインID・仮パスワード」を入力

「ログイン」をクリック

3 新しいパスワードを登録する



「新しいパスワード」を入力

「送信」をクリック

4 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォンの操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社　証券代行部　ヘルプデスク
0120−173−027
（通話料無料／受付時間 午前9時～午後9時）

添付書類

事　業　報　告

（2019年４月１日から
2020年３月31日まで）

Ⅰ．企業集団の現況に関する事項

１．事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善を背景に緩やかな回復基調が継続してきましたが、米中貿易摩擦の長期化や中国経済の減速の影響に加え、１月以降の新型コロナウイルス感染症の世界的大流行の影響により、足下で急速に悪化しており、先行き不透明な状況となっております。

このような環境のもと、当社グループは、中期経営計画「ＢＲＩＧＨＴ－２０２０」の２年目を迎え、引き続き、「新成長エンジンの創出」、「海外収益基盤の確立」および「事業構造改革の完遂」の３つの基本方針に基づき、具体的な施策をさらに進めました。

当連結会計年度の売上高は、1,054億7千7百万円と前期比2.2％の減少となりました。利益面におきましては、営業利益は96億9千8百万円と前期比2.2％の増加、経常利益は103億2千1百万円と前期比2.7％の増加となり、営業利益および経常利益は過去最高を達成いたしました。一方、親会社株主に帰属する当期純利益は65億6百万円と投資有価証券評価損計上等の影響もあり前期比4.2％の減少となりました。

セグメント別の概況は以下のとおりです。

（基礎化学品）

クロール・アルカリは、前半は需要が堅調に推移しましたが、後半に入り景気減速の影響を受け、半導体・電子材料および紙パルプ向け等の分野で需要が減少したため、売上高は減少しました。エピクロルヒドリンは、国内向け販売が堅調に推移するとともに、海外向けも中国の環境・安全規制強化の影響により販売数量が伸び、売上高が増加しました。

以上の結果、基礎化学品の売上高は482億6千3百万円と前期比1.4％の減少となりました。

（機能化学品）

アリルエーテル類は、電子材料および接着剤・塗料向けのシランカップリング剤用途で海外向け販売数量が伸び、売上高が増加しました。ダップ樹脂は、ＵＶインキ顧客での生産調

整等の影響もあり、売上高は前年並みとなりました。合成ゴム関連につきましては、エピクロルヒドリンゴムは世界的な自動車生産台数減少の影響を受けましたが、アクリルゴムは国内外で新規用途開発および新規顧客開拓に注力し市場での採用がさらに拡大しました。

医薬品精製材料は、欧州並びに米国向けの糖尿病治療薬用途等の需要が拡大しました。また、液体クロマトグラフィー用カラム・分析装置では、韓国および中国向けのカラム販売が好調に推移しました。医薬品原薬・中間体は、国内向けでは感染症治療薬中間体、抗結核薬中間体およびバイオ医薬品用原料の販売、海外向けでは糖尿病関連薬中間体および血管拡張剤中間体の販売が拡大しました。また、ジェネリック医薬品原薬の輸入販売が増加しました。

一方で、カラーレジスト等液晶関連は、中国での液晶パネル向け販売数量が減少したため、売上高は減少しました。グラスファイバーは、国内の電子材料向け販売数量が減少したため、売上高は減少しました。

以上の結果、機能化学品の売上高は416億3千9百万円と前期比3.2%の減少となりました。

(住宅設備ほか)

生活関連商品の販売は堅調に推移しましたが、建材事業等の販売減少により、住宅設備ほかの売上高は155億7千4百万円と前期比2.1%の減少となりました。

部 門 別 売 上 高 (連 結)

部門	前期	当期	対前期比増減
基礎化学品	48,955百万円	48,263百万円	△1.4%
機能化学品	43,005	41,639	△3.2
住宅設備ほか	15,912	15,574	△2.1
合計	107,874	105,477	△2.2

2. 設備投資の状況

当連結会計年度におきましては、ダップ樹脂製造設備の増設、アリルエーテル類製造設備の増設およびコストダウン投資を中心に総額38億円の設備投資を実施いたしました。

3. 資金調達の状況

成長戦略に沿った設備投資への所要資金は、自己資金、2017年度に発行いたしました新株予約権付社債により賄いました。

４．対処すべき課題

今後の経済見通しにつきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大による長期的な経済活動への影響が懸念され、極めて厳しい状況が続くものと予想されます。

このような情勢のもと、当社グループは、第６次中期経営計画「ＢＲＩＧＨＴ－２０２０」の最終年度を迎え、中期経営計画を達成するための具体的な取り組みをより一層加速させ、グループビジョンである「スペシャリティケミカルで新たな価値を創造する会社」の実現に向け戦略を推進してまいります。

「新成長エンジンの創出」では、電解からＡＣ・ＥＰチェーンに至る主力事業で長年培ってきた当社グループが持つ高度な技術、知見を活かした新製品開発を充実させるとともに、ＥＶ・電池関連素材や電子材料は、引き続き顧客評価を推し進め、早期上市化を進めてまいります。環境に配慮したノンフタレート型アリル樹脂「ラドパー」は、フードパッケージ向けＵＶインキ用途での展開を加速させてまいります。採用が拡大しているアクリルゴムは、引き続き新規用途開発および新規顧客開拓へ注力し、販売数量をさらに伸ばすとともに、耐熱性をより一層向上させた新規グレードの開発を進めてまいります。また、川下展開としてグループ会社を通じて当社の合成ゴムを使用したゴムコンパウンドの供給や液体クロマトグラフィー用カラム・装置事業に注力してまいります。医薬品原薬・中間体では、製造設備を増強して糖尿病関連薬や抗結核薬用途向け中間体の拡販を図るとともに、高薬理活性医薬品分野などの新事業領域への展開を加速してまいります。

「海外収益基盤の確立」では、海外シェアの高い機能化学品、医薬品関連事業等のグローバルニッチトップ製品において、グローバル戦略を加速させ、現地顧客向けのサービスの向上や製品別成長戦略をさらに推進してまいります。また、北米でのスペシャリティケミカル事業の拡大や事業提携等にも積極的に取り組んでまいります。

「事業構造改革の完遂」では、九州地区において当社小倉工場と同業他社のかせいソーダ製造設備を統合し、生産合理化によるコスト競争力の強化を進めるとともに、さらなる事業規模の拡大につなげてまいります。また、関係会社、海外現地法人の経営管理の強化、機動的な組織の構築、業務プロセス・システム改善を軸とする業務効率化等の業務改革を進めるとともに、新たにコストダウンプロジェクトを発足し、全社横断的なコストダウンにも注力してまいります。

また、当社グループは、環境・安全と製品の品質の確保には、レスポンシブル・ケア活動とＩＳＯ活動を通じて万全を期すとともに、省資源・省エネルギー活動など持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ）に取り組み、地球環境と調和した企業の発展を図ってまいります。

さらに、企業の社会的責任を重視し、日々の事業活動において法令遵守に積極的に取り組んでまいりますとともに内部統制システムを強化し、当社グループのコーポレート・ガバナンスのさらなる充実に努め、社会に信頼される企業グループを目指してまいります。

株主のみなさまにおかれましては、今後とも一層のご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申しあげます。

5．財産および損益の状況の推移

（1）企業集団の財産および損益の状況

区　　分	第162期（2016年４月～2017年３月）	第163期（2017年４月～2018年３月）	第164期（2018年４月～2019年３月）	第165期（当期）（2019年４月～2020年３月）
売　上　高（百万円）	93,509	101,231	107,874	105,477
経　常　利　益（百万円）	6,536	7,485	10,053	10,321
親会社株主に帰属する当期純利益（百万円）	4,320	4,778	6,793	6,506
１株当たり当期純利益（円）	205.05	223.24	297.10	276.14
総　資　産（百万円）	101,503	115,020	112,661	110,851
純　資　産（百万円）	52,725	60,953	64,548	69,121

（注）１．１株当たり当期純利益は期中平均発行済株式数に基づいて算出しております。
２．2017年10月1日付で普通株式の単元株式数の変更（1,000株から100株に変更）および株式併合（５株を１株に併合）を実施しております。第162期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、１株当たり当期純利益を算定しております。

（2）当社の財産および損益の状況

区　　分	第162期（2016年４月～2017年３月）	第163期（2017年４月～2018年３月）	第164期（2018年４月～2019年３月）	第165期（当期）（2019年４月～2020年３月）
売　上　高（百万円）	60,950	66,117	71,537	71,150
経　常　利　益（百万円）	5,734	6,568	8,949	8,895
当　期　純　利　益（百万円）	3,789	4,240	6,112	5,682
１株当たり当期純利益（円）	179.87	198.08	267.30	241.15
総　資　産（百万円）	91,240	103,468	101,094	98,860
純　資　産（百万円）	48,174	55,755	58,746	62,683

（注）１．１株当たり当期純利益は期中平均発行済株式数に基づいて算出しております。
２．2017年10月1日付で普通株式の単元株式数の変更（1,000株から100株に変更）および株式併合（５株を１株に併合）を実施しております。第162期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、１株当たり当期純利益を算定しております。

6．重要な子会社の状況（2020年３月31日現在）

会　社　名	資本金	出資比率	主要な事業内容
ダイソーケミカル株式会社	90百万円	100%	化学製品の販売
ダイソーエンジニアリング株式会社	80百万円	100%	電極の製造・販売、 化学設備の設計・施工
サンヨーファイン株式会社	50百万円	100%	医薬品原薬・中間体の製造・販売
株式会社ジェイ・エム・アール	30百万円	100% (100%)	資源リサイクル
ＤＳロジスティクス株式会社	20百万円	100%	化学製品の運送取扱い
岡山化成株式会社	50百万円	100%	化学製品の製造
サンヨーファイン医理化テクノロジー株式会社	100百万円	100%	カラム・装置等分析機器の製造
三耀精細化工品銷售(北京)有限公司	9,498千元	100% (100%)	カラム・装置等分析機器の販売
DAISO Fine Chem USA, Inc.	3百万米ドル	100% (14%)	医薬品精製材料の製造・販売
DAISO Fine Chem GmbH	25千ユーロ	100% (65%)	医薬品精製材料・機能化学品等の販売
大曹化工貿易(上海)有限公司	4,016千元	100% (65%)	機能化学品・電子材料等の輸出入
台灣大曹化工股份有限公司	5,000千NTドル	100% (100%)	機能化学品・電子材料等の輸出入
DAISO CHEMICAL (THAILAND) CO.,LTD.	25百万バーツ	100% (65%)	機能化学品・電子材料等の輸出入
DestinHaus Capital Fund 1 LP	3百万米ドル	99% (99%)	投資事業

（注）　出資比率欄の（　）内は、当社の子会社が所有する出資比率を内数で示しております。

7．主要な事業内容（2020年３月31日現在）

部　門	主　要　営　業　品　目
基礎化学品	かせいソーダ、塩酸、液化塩素、塩素ガス、次亜塩素酸ソーダ、亜塩素酸ソーダ、 塩素酸ソーダ、かせいカリ、水素ガス、エピクロルヒドリン、アリルクロライド、 塗料原料、接着剤原料など
機能化学品	アリルエーテル類、エピクロルヒドリンゴム、アクリルゴム、ダップ樹脂、 ノンフタレート型アリル樹脂、省エネタイヤ用改質剤、医薬品精製材料、 カラム・装置等分析機器、レンズ材料、感光性樹脂、カラーレジスト、電極、 医薬品原薬・中間体、光学活性体、グラスファイバー、資源リサイクルなど
住宅設備ほか	ダップ加工材、住宅関連製品、健康食品、化学薬品の輸送・貯蔵、化学プラント、 環境保全設備建設など

8．主要な事業所（2020年３月31日現在）

（1）当社

名　称	所在地
本　社	大阪市
東京支社	東京都千代田区
研究センター	尼崎市

名　称	所在地
小倉工場	北九州市
尼崎工場	尼崎市
松山工場	松山市
水島工場	倉敷市

（2）子会社

名　称	所在地
ダイソーケミカル株式会社	大阪市、東京都千代田区ほか
ダイソーエンジニアリング株式会社	大阪市ほか
サンヨーファイン株式会社	大阪市、坂井市（福井県）ほか
株式会社ジェイ・エム・アール	尼崎市
ＤＳロジスティクス株式会社	尼崎市ほか
岡山化成株式会社	大阪市、倉敷市（岡山県）
サンヨーファイン医理化テクノロジー株式会社	京都市
三耀精細化工品銷售（北京）有限公司	北京市（中国）ほか
DAISO Fine Chem USA, Inc.	カリフォルニア州（アメリカ）
DAISO Fine Chem GmbH	デュッセルドルフ市（ドイツ）
大曹化工貿易（上海）有限公司	上海市（中国）
台灣大曹化工股份有限公司	台北市（台湾）
DAISO CHEMICAL(THAILAND) CO.,LTD.	バンコク市（タイ）
DestinHaus Capital Fund 1 LP	カリフォルニア州（アメリカ）

9．従業員の状況（2020年３月31日現在）

部　　門	従業員数
基礎化学品	278名
機能化学品	485
住宅設備ほか	58
全社共通	153
合　　計	974

（注）　当社の従業員数は601名です。

10．主要な借入先（2020年３月31日現在）

借　　入　　先	借入金残高
	百万円
株式会社三菱ＵＦＪ銀行	2,250
株式会社福岡銀行	2,016
株式会社みずほ銀行	1,755
株式会社伊予銀行	1,206
株式会社三井住友銀行	270

Ⅱ．当社の株式に関する事項（2020年３月31日現在）

１．発行可能株式総数　60,000,000株
２．発行済株式の総数　26,731,415株（うち自己株式　3,002,722株）
３．株主数　4,591名
４．大株主

株主名	持株数	持株比率
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	1,427千株	6.01%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,092	4.60
株式会社三菱ＵＦＪ銀行	876	3.69
株式会社福岡銀行	822	3.46
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	768	3.23
株式会社伊予銀行	748	3.15
帝人株式会社	678	2.86
株式会社みずほ銀行	669	2.82
日本生命保険相互会社	637	2.68
ダイソー協栄会	601	2.53

（注）１．持株比率は、発行済株式の総数から自己株式（3,002,722 株）を控除して計算しております。
２．損害保険ジャパン日本興亜株式会社は、2020年４月１日付で損害保険ジャパン株式会社に商号変更しております。

Ⅲ．会社役員に関する事項

１．取締役および監査役の氏名等（2020年３月31日現在）

氏　名	地　位	担　当　等	重要な兼職の状況
寺田健志	代表取締役社長執行役員		
堀　登	取締役常務執行役員	化学品事業部担当、経営戦略本部長	ダイソーケミカル株式会社 代表取締役社長
古川喜朗	取締役上席執行役員	Ｒ＆Ｄ本部担当	サンヨーファイン株式会社 代表取締役社長
小西淳夫	取締役上席執行役員	生産技術本部長	
二村文友	取締役		月島機械株式会社 社外取締役
百嶋　計	取締役		追手門学院大学経営学部教授 財務省財務総合政策研究所上席客員研究員
瀬川恭史	常勤監査役		
谷口隆治	常勤監査役		
森　真二	監査役		弁護士 ダイドーグループホールディングス株式会社　社外取締役

（注）１．当事業年度中に次のとおり取締役の異動がありました。
（1）2019年６月27日開催の第164回定時株主総会において、取締役　佐藤　存氏、赤松伸一氏および福島　功氏は任期満了により取締役を退任しました。
（2）2019年６月27日開催の第164回定時株主総会において、小西淳夫氏および百嶋　計氏が取締役に新たに選任され、就任しました。
２．取締役　二村文友氏および百嶋　計氏は会社法第２条第15号に定める社外取締役であります。
３．監査役　谷口隆治氏および森　真二氏は会社法第２条第16号に定める社外監査役であります。
４．監査役　谷口隆治氏は、金融機関における長年の経験と財務等に関する豊富な知見を有するものであります。
５．監査役　森　真二氏は、弁護士として企業法務に精通しており、財務および会計に関する相当程度の法的知見を有するものであります。
６．当社は、取締役　二村文友氏、百嶋　計氏および監査役　森　真二氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

2．取締役および監査役の報酬等の額

区　　分	支給人員	支 給 額	摘　　要
取　締　役	9名	151百万円	うち社外取締役3名　15百万円
監　査　役	3	39	うち社外監査役2名　22百万円
合　　計	12	191	

（注）1．報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含んでおりません。
2．報酬等の額には、当事業年度に係る役員退職慰労引当金67百万円（取締役58百万円、社外取締役2百万円、監査役2百万円、社外監査役3百万円）が含まれております。

3．社外役員に関する事項

（1）各社外役員の重要な兼職の状況および主な活動状況

社外取締役　二村　文友氏

同氏は、月島機械株式会社の社外取締役であり、当社と同社との間には特別な関係はありません。

当事業年度における主な活動状況としましては、当事業年度に開催した取締役会全14回中14回に出席したほか重要な会議に出席し、主に経営者としての豊富な経験・見地から、適宜、発言を行っております。

社外取締役　百嶋　計氏

同氏は、追手門学院大学経営学部教授及び、財務省財務総合政策研究所上席客員研究員であり、当社と兼職先との間には特別な関係はありません。

当事業年度における主な活動状況としましては、就任以降に開催した取締役会全11回中11回に出席したほか重要な会議に出席し、税務の専門家としての深い見識および豊富な経験・見地から、適宜、発言を行っております。

社外監査役　谷口　隆治氏

同氏は、他の法人等との兼職はありません。

当事業年度における主な活動状況としましては、当事業年度に開催した取締役会全14回中13回、監査役会全13回中12回に出席したほか重要な会議に出席し、主に金融機関を通じて培った知識・見地から、適宜、発言を行っております。

社外監査役　森　真二氏

同氏は、ダイドーグループホールディングス株式会社の社外取締役であり、当社と同社との間には特別な関係はありません。

当事業年度における主な活動状況としましては、当事業年度に開催した取締役会全14回中13回、監査役会全13回中13回に出席したほか重要な会議に出席し、主に弁護士としての専門的見地から、適宜、発言を行っております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、各社外取締役および各社外監査役と会社法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償の限度額は法令によって定められた限度額であります。

Ⅳ．会計監査人に関する事項

１．名称

EY新日本有限責任監査法人

２．報酬等の額

区　　分	支　払　額
当社が支払うべき報酬等の額（注）２	百万円 37
当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額（注）３	41

（注）１．監査役会は、監査計画における監査体制・監査時間、会計監査人の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠の相当性などを確認し、会計監査人の報酬等の額について同意いたしました。

２．当社とEY新日本有限責任監査法人との間の監査契約において、会社法上の会計監査人の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分しておりませんので、上記の金額はこれらの合計額を記載しております。

３．公認会計士法第２条第１項の業務以外の業務（非監査業務）である財務などに関する調査業務ほかの対価の支払額を含んでおります。

３．会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合には、会計監査人の解任または不再任に関する株主総会の議案の内容を決定することといたします。会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。

Ⅴ．剰余金の配当等の決定に関する方針

当社グループは、株主のみなさまに対する利益配分を重要な責務と考えており、配当につきましては、各期の業績、安定的な配当の継続性、今後の事業展開に向けた内部留保等を総合的に勘案し決定しております。

（ご参考）本事業報告中、百万円単位の金額および千株単位の株数は、それぞれ単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

（2020年３月31日現在）

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	**69,871**	**流動負債**	**26,660**
現金及び預金	15,099	支払手形及び買掛金	13,159
受取手形及び売掛金	25,641	短期借入金	7,767
電子記録債権	3,096	未払法人税等	1,278
有価証券	14,299	未払金	1,061
商品及び製品	6,901	賞与引当金	911
仕掛品	1,368	その他	2,482
原材料及び貯蔵品	2,268		
その他	1,296	**固定負債**	**15,069**
貸倒引当金	△100	新株予約権付社債	10,000
		リース債務	1,060
固定資産	**40,980**	繰延税金負債	436
有形固定資産	**21,853**	役員退職慰労引当金	281
建物及び構築物	6,732	退職給付に係る負債	3,265
機械装置及び運搬具	10,110	資産除去債務	24
土地	2,305		
リース資産	805	**負債合計**	**41,730**
建設仮勘定	1,454	（純資産の部）	
その他	445	**株主資本**	**65,446**
無形固定資産	**1,027**	**資本金**	**15,870**
のれん	681	**資本剰余金**	**14,387**
ソフトウエア	231	**利益剰余金**	**41,870**
その他	115	**自己株式**	**△6,682**
投資その他の資産	**18,099**	**その他の包括利益累計額**	**3,674**
投資有価証券	16,803	**その他有価証券評価差額金**	**4,177**
長期貸付金	29	**繰延ヘッジ損益**	**8**
繰延税金資産	368	**為替換算調整勘定**	**7**
その他	903	**退職給付に係る調整累計額**	**△518**
貸倒引当金	△6	**純資産合計**	**69,121**
資産合計	**110,851**	**負債及び純資産合計**	**110,851**

連結損益計算書

（2019年4月1日から
2020年3月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
売上高		**105,477**
売上原価		82,941
売上総利益		**22,536**
販売費及び一般管理費		12,837
営業利益		**9,698**
営業外収益		
受取利息及び配当金	446	
その他	374	821
営業外費用		
支払利息	94	
その他	104	198
経常利益		**10,321**
特別利益		
固定資産売却益	0	
投資有価証券売却益	178	179
特別損失		
固定資産除却損	298	
投資有価証券評価損	503	
関係会社株式評価損	243	
その他	3	1,049
税金等調整前当期純利益		**9,450**
法人税、住民税及び事業税	2,741	
法人税等調整額	202	2,944
当期純利益		**6,506**
非支配株主に帰属する当期純利益		**－**
親会社株主に帰属する当期純利益		**6,506**

貸借対照表

（2020年３月31日現在）

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		**（負債の部）**	
流動資産	**55,921**	**流動負債**	**21,979**
現金及び預金	13,473	電子記録債務	296
受取手形	2,572	買掛金	8,616
電子記録債権	2,370	短期借入金	7,767
売掛金	13,971	未払金	2,178
有価証券	14,299	未払費用	968
商品及び製品	5,514	賞与引当金	663
仕掛品	620	未払法人税等	967
原材料及び貯蔵品	997	預り金	446
前払費用	209	その他	73
立替金	1,565		
その他	427	**固定負債**	**14,197**
貸倒引当金	△99	新株予約権付社債	10,000
		リース債務	1,060
固定資産	**42,938**	繰延税金負債	656
有形固定資産	**20,744**	退職給付引当金	2,220
建物	5,256	役員退職慰労引当金	259
構築物	1,272	**負債合計**	**36,177**
機械及び装置	9,724	**（純資産の部）**	
工具、器具及び備品	309	**株主資本**	**58,638**
土地	1,789	**資本金**	**15,870**
リース資産	972	**資本剰余金**	**14,387**
建設仮勘定	1,389	資本準備金	14,381
その他	30	その他資本剰余金	6
無形固定資産	**228**	**利益剰余金**	**35,062**
ソフトウエア	217	利益準備金	1,202
その他	11	その他利益剰余金	33,860
		固定資産圧縮積立金	572
投資その他の資産	**21,965**	別途積立金	5,114
投資有価証券	15,012	繰越利益剰余金	28,172
関係会社株式	6,040	**自己株式**	**△6,682**
関係会社出資金	25	**評価・換算差額等**	**4,045**
その他	890	**その他有価証券評価差額金**	**4,037**
貸倒引当金	△2	**繰延ヘッジ損益**	**7**
		純資産合計	**62,683**
資産合計	**98,860**	**負債及び純資産合計**	**98,860**

損益計算書

（2019年4月1日から
2020年3月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
売上高		**71,150**
売上原価		53,056
売上総利益		**18,094**
販売費及び一般管理費		9,615
営業利益		**8,479**
営業外収益		
受取利息及び配当金	469	
その他	741	1,211
営業外費用		
支払利息	106	
その他	687	794
経常利益		**8,895**
特別利益		
固定資産売却益	0	
投資有価証券売却益	178	179
特別損失		
固定資産除却損	194	
投資有価証券評価損	499	
関係会社株式評価損	243	
その他	3	940
税引前当期純利益		**8,134**
法人税、住民税及び事業税	2,217	
法人税等調整額	234	2,451
当期純利益		**5,682**

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2020年５月18日

株式会社大阪ソーダ
取締役会　御中

EY新日本有限責任監査法人
大　阪　事　務　所
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　大谷　智英　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　押谷　崇雄　㊞

監査意見
当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社大阪ソーダの2019年４月１日から2020年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。
当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社大阪ソーダ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・　連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。

監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2020年５月18日

株式会社大阪ソーダ
取締役会　御中

EY新日本有限責任監査法人
大　阪　事　務　所
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　大谷　智英　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　押谷　崇雄　㊞

監査意見
当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社大阪ソーダの2019年４月１日から2020年３月31日までの第165期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任
監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書 謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、2019年４月１日から2020年３月31日までの第165期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

（1）監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

（2）各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、定期的に子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

（1）事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

（2）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人　EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

（3）連結計算書類の監査結果

会計監査人　EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年５月18日

株式会社大阪ソーダ　監査役会

常勤監査役　瀬川恭史　㊞

常勤社外監査役　谷口隆治　㊞

社外監査役　森　真二　㊞

以　上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第１号議案　取締役７名選任の件

取締役全員（６名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役７名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	てらだ　けんし 寺　田　健　志 （1965年12月10日生） ［再 任］	1988年４月　当社入社 2012年６月　当社執行役員営業本部化学品事業部副事業部長 2012年10月　当社執行役員営業本部化学品事業部長 2013年３月　当社執行役員機能材事業部副事業部長、東京支社長 2014年４月　当社執行役員経営企画室長 2014年６月　当社取締役上席執行役員経営戦略本部長 2014年11月　当社取締役上席執行役員機能材事業部長 2015年６月　当社取締役常務執行役員経営戦略本部長、機能材事業部担当 2016年７月　当社取締役常務執行役員機能材事業部長 2017年４月　当社取締役常務執行役員機能材事業部担当 2017年６月　当社代表取締役社長執行役員 2017年10月　当社代表取締役社長執行役員経営戦略本部長 2018年12月　当社代表取締役社長執行役員(現在に至る)	8,400株
	[取締役候補者とした理由] 化学品事業部長、機能材事業部長、経営戦略本部長などを歴任、海外駐在の実績を基に海外市場の開拓・拡大を推進し、2017年６月に当社代表取締役社長就任後は、豊富な経験に基づく強いリーダーシップにより当社グループを牽引しており、グローバル化の推進、企業価値向上への貢献が期待できることから、引き続き取締役候補者といたしました。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
2	堀（ほり） 登（のぼる） （1959年２月17日生） ［再 任］	1982年４月　野村貿易株式会社入社 2009年７月　ダイソーケミカル株式会社取締役化学品副事業部長 2010年６月　当社執行役員 ダイソーケミカル株式会社代表取締役社長 2012年９月　当社執行役員 ダイソーケミカル株式会社代表取締役社長 株式会社インペックス（現ダイソーケミカル株式会社）代表取締役社長 2014年６月　当社取締役上席執行役員 ダイソーケミカル株式会社代表取締役社長 2014年10月　当社取締役上席執行役員化学品事業部長、国内営業所担当 2016年２月　当社取締役上席執行役員化学品事業部長、東京支社長 2016年12月　当社取締役上席執行役員東京支社長 ダイソーケミカル株式会社代表取締役社長 2018年12月　当社取締役常務執行役員経営戦略本部長 ダイソーケミカル株式会社代表取締役社長 2019年６月　当社取締役常務執行役員化学品事業部担当、経営戦略本部長 ダイソーケミカル株式会社代表取締役社長 (現在に至る) (重要な兼職の状況) ダイソーケミカル株式会社代表取締役社長	1,900株
	[取締役候補者とした理由] 化学品事業部長、経営戦略本部長、当社グループ会社社長などを歴任し、また、海外駐在の経験もあり、その豊富な経験と実績を活かすことにより、当社グループのグローバル化の推進、企業価値向上への貢献が期待できることから、引き続き取締役候補者といたしました。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
3	ふるかわ　よしろう 古川　喜朗 （1958年10月27日生） ［再 任］	1987年４月　当社入社 2005年６月　当社理事研究開発本部研究所長 2008年４月　当社理事研究開発本部長兼研究所長 2008年６月　当社取締役研究開発本部長兼研究所長 2008年11月　当社取締役研究開発本部長兼研究所長、ファインケミカル事業部副事業部長、海外事務所統括補佐 2009年４月　当社取締役ファインケミカル事業部長、海外事務所統括補佐 2009年７月　当社取締役海外事務所統括補佐 サンヨーファイン株式会社常務取締役 2010年６月　当社執行役員 サンヨーファイン株式会社常務取締役 2015年６月　当社執行役員Ｒ＆Ｄ本部担当 サンヨーファイン株式会社常務取締役 2016年４月　当社執行役員経営戦略本部長、Ｒ＆Ｄ本部担当 サンヨーファイン株式会社常務取締役 2016年６月　当社取締役上席執行役員経営戦略本部長、Ｒ＆Ｄ本部担当 サンヨーファイン株式会社常務取締役 2017年10月　当社取締役上席執行役員 サンヨーファイン株式会社常務取締役 2019年６月　当社取締役上席執行役員Ｒ＆Ｄ本部担当 サンヨーファイン株式会社代表取締役社長（現在に至る） (重要な兼職の状況) サンヨーファイン株式会社代表取締役社長	6,400株
	[取締役候補者とした理由] 研究開発本部長、ファインケミカル事業部長、経営戦略本部長、当社グループ会社社長などを歴任し、その豊富な経験と実績を活かすことにより、当社グループの企業価値向上への貢献が期待できることから、引き続き取締役候補者といたしました。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
4	こにし　あつお 小西淳夫 （1964年10月18日生） ［再任］	1989年４月　当社入社 2014年６月　当社執行役員生産技術本部長兼生産技術部長兼ＲＣ・品質保証部長 2015年６月　当社執行役員水島工場担当、生産技術本部生産技術部長 岡山化成株式会社代表取締役社長 2017年４月　当社執行役員生産技術本部長 2017年12月　当社執行役員生産技術本部長兼ＲＣ・品質保証部長 2018年７月　当社執行役員生産技術本部長兼ＩｏＴ・ＡＩ推進部長 2019年６月　当社取締役上席執行役員生産技術本部長兼ＩｏＴ・ＡＩ推進部長 （現在に至る）	1,600株
	[取締役候補者とした理由] 生産技術本部長、当社グループ会社社長などを歴任し、生産技術および技術開発における豊富な経験と実績を活かすことにより当社グループの企業価値向上への貢献が期待できることから、引き続き取締役候補者といたしました。		
5	うえだ　よしひろ 植田祥裕 （1959年５月11日生） ［新任］	1982年４月　株式会社アシックス入社 1994年１月　株式会社キーエンス入社 2009年６月　同社取締役経営情報部長 2014年６月　同社常勤監査役 2015年10月　株式会社アシックス執行役員グローバル経理財務統括部長 2018年４月　当社入社 2018年７月　当社執行役員管理本部長 2019年６月　当社上席執行役員管理本部長兼広報部長 （現在に至る）	700株
	[取締役候補者とした理由] 他社において海外駐在の後、取締役や執行役員として経理、財務部門に携わったほか、監査役としての経験もあり、当社入社後は管理本部長として管理部門を統括し、その豊富な経験と実績を活かすことにより当社グループの企業価値の向上への貢献が期待できることから、取締役候補者といたしました。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
6	ふたむら　ぶんゆう 二　村　文　友 （1947年１月９日生） ［再　任］ ［社　外］	1972年４月　新日本製鐵株式会社（現日本製鉄株式会社）入社 2001年６月　同社取締役 2006年４月　同社常務取締役 2006年６月　同社常務執行役員 2007年４月　同社副社長執行役員 2007年６月　同社代表取締役副社長 2009年４月　同社取締役 2009年６月　新日鐵化学株式会社（現日鉄ケミカル＆マテリアル株式会社）代表取締役社長 2013年６月　同社取締役相談役 2014年４月　同社相談役 2015年６月　月島機械株式会社社外取締役 2015年６月　当社社外取締役（現在に至る） （重要な兼職の状況） 月島機械株式会社社外取締役（2020年６月退任予定）	2,700株
	［社外取締役候補者とした理由］ 鉄鋼および化学会社の経営者としての豊富な経験と実業界への幅広い見識および当社社外取締役としての経験を当社の経営に反映していただくことにより、当社の経営体制がさらに強化できると判断し、引き続き社外取締役候補者といたしました。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
7	ひゃくしま　はかる 百嶋　計 （1958年12月20日生） ［再 任］ ［社 外］	1981年４月　大蔵省（現財務省）入省 1999年７月　東京国税局査察部長 2011年７月　国税庁長官官房審議官 2012年７月　名古屋国税局長 2015年４月　独立行政法人造幣局理事長 2018年４月　財務省大臣官房審議官 2019年４月　追手門学院大学経営学部教授 財務省財務総合政策研究所上席客員研究員 2019年６月　当社社外取締役 追手門学院大学経営学部教授 財務省財務総合政策研究所上席客員研究員 （現在に至る） 2020年６月　住友理工株式会社社外監査役（就任予定） （重要な兼職の状況） 追手門学院大学経営学部教授 財務省財務総合政策研究所上席客員研究員	0株
	[社外取締役候補者とした理由] 東京国税局査察部長、名古屋国税局長、独立行政法人造幣局理事長、財務省大臣官房審議官などを歴任し、税務の専門家としての深い見識および豊富な経験を当社の経営に反映していただくことにより、当社の経営体制がさらに強化できると判断し、引き続き社外取締役候補者といたしました。		

（注）１．各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
２．二村文友氏、百嶋　計氏は社外取締役候補者であります。
３．二村文友氏、百嶋　計氏は、現在、当社の社外取締役であり、その在任期間は本総会終結の時をもって、二村文友氏は５年、百嶋　計氏は１年となります。
４．当社は、二村文友氏、百嶋　計氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、届け出ております。
５．当社は、二村文友氏、百嶋　計氏との間で、会社法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結しており、両氏の選任をご承認いただきました場合、当該責任限定契約を継続する予定であります。なお、当該契約に基づく賠償の限度額は法令によって定められた限度額であります。
６．二村文友氏は、月島機械株式会社の社外取締役を務めておりますが、同社の100%子会社である月島テクノメンテナンスサービス株式会社は、東京都が発注する浄水場排水処理施設運転管理業務に関して独占禁止法違反の疑いがあるとして、2018年10月30日に公正取引委員会による立ち入り検査を受け、2019年７月11日、同委員会より排除措置命令および課徴金納付命令を受けました。同氏は、当該独占禁止法違反等に関する事実について、その判明時まで認識しておりませんでしたが、同社の社外取締役として日頃から法令順守の視点に立った助言を行い、注意喚起を行っておりました。当該事実の判明後は、これらの事実関係の徹底した調査および再発防止に向けた適切な措置を求め

るなど、その職責を果たしております。また、同社は、当該事実も予兆も検出できなかったことを踏まえ、検討チームを発足し、未然防止、早期発見、内部通報制度等の観点から、その原因を究明し、対策を織り込んで、同社取締役会において「内部統制システムの整備に関する基本方針」として改定を決議しましたが、同氏は、経験に基づいて意見を述べることにより対策検討に参画しております。

第２号議案　監査役１名選任の件

監査役　谷口隆治氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役１名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏　　名 （生年月日）	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
ふじやぶ　しげつぐ 藤　藪　重　紹 （1965年１月28日生） ［新　任］ ［社　外］	1987年４月　株式会社三和銀行（現株式会社三菱ＵＦＪ銀行）入行 2011年１月　株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行（現株式会社三菱ＵＦＪ銀行）野田支社長 2016年４月　株式会社大正銀行（現株式会社徳島大正銀行）企画部長 2018年６月　同行執行役員企画部長 2020年１月　株式会社徳島大正銀行総合企画本部企画部副部長 2020年３月　同行営業本部大阪営業店統括部副部長（現在に至る）	0株
［社外監査役候補者とした理由］ 金融機関における豊富な経験と財務等に関する専門的見識を当社の監査に活かしていただくことで、当社の監査体制がさらに強化できると判断し、社外監査役候補者といたしました。		

（注）１．藤藪重紹氏は、新任の監査役候補者であります。
２．候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
３．藤藪重紹氏は、社外監査役の要件を備えた候補者であります。
４．当社は、藤藪重紹氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員候補者として指定し、届け出る予定であります。
５．当社は、社外監査役と会社法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結しており、藤藪重紹氏の選任をご承認いただきました場合、当該責任限定契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく賠償の限度額は法令によって定められた限度額であります。

第３号議案　退任監査役に対する退職慰労金贈呈および役員退職慰労金制度廃止にともなう打切り支給の件

本総会終結の時をもって監査役を退任される谷口隆治氏に対し、在任中の労に報いるため、当社における一定の基準による相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することとし、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は、監査役の協議に、ご一任願いたいと存じます。

退任監査役の略歴は次のとおりであります。

氏　　名	略　　歴
たにぐち　りゅうじ 谷　口　隆　治	2012年６月　当社社外監査役（現在に至る）

また、当社は、役員報酬制度の見直しの一環として、2020年５月11日開催の当社取締役会において、役員退職慰労金制度を本総会終結の時をもって廃止することを決議いたしました。

これにともない、第１号議案「取締役７名選任の件」が原案どおり承認可決されることを条件として、重任予定の取締役６名および監査役２名に対し、就任から本総会終結の時までの在任期間における労に報いるため、当社における一定の基準による相当額の範囲内で役員退職慰労金制度廃止にともなう役員退職慰労金打切り支給をいたしたいと存じます。

なお、支給の時期は各氏の退任時とし、その具体的金額、方法等は、取締役については取締役会に、監査役については監査役の協議に、それぞれご一任願いたいと存じます。

役員退職慰労金打切り支給の対象となる取締役および監査役の略歴は次のとおりであります。

氏　　名	略　　歴
てらだ　けんし 寺　田　健　志	2014年６月　当社取締役上席執行役員 2015年６月　当社取締役常務執行役員 2017年６月　当社代表取締役社長執行役員（現在に至る）
ほり　　のぼる 堀　　登	2014年６月　当社取締役上席執行役員 2018年12月　当社取締役常務執行役員（現在に至る）
ふるかわ　よしろう 古　川　喜　朗	2016年６月　当社取締役上席執行役員（現在に至る）
こにし　あつお 小　西　淳　夫	2019年６月　当社取締役上席執行役員（現在に至る）
ふたむら　ぶんゆう 二　村　文　友	2015年６月　当社社外取締役（現在に至る）
ひゃくしま　はかる 百　嶋　　計	2019年６月　当社社外取締役（現在に至る）
せがわ　やすし 瀬　川　恭　史	2009年６月　当社常勤監査役（現在に至る）
もり　　しんじ 森　　真　二	2010年６月　当社社外監査役（現在に至る）

第４号議案　取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役の報酬額は、2006年６月29日開催の当社第151回定時株主総会において、年額２億5,000万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）として、ご承認をいただいております。

今般、当社は、当社の取締役（社外取締役を除く。）が、株価変動のメリットとリスクを株主のみなさまと共有し、株価上昇および企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めるため、当社の取締役（社外取締役を除く。）に対し、一定の譲渡制限期間および当社による無償取得事由等の定めに服する当社普通株式（以下、「譲渡制限付株式」という。）を下記のとおり割り当てることといたしたいと存じます。

つきましては、当社における取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案し、上記の取締役の報酬額とは別枠として、当社の取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を、年額5,000万円以内として設定いたしたいと存じます。なお、譲渡制限付株式の割当ては、当社における取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案して決定しており、その内容は相当なものであると考えております。

また、現在の当社の取締役は６名（うち社外取締役２名）であり、第１号議案のご承認が得られた場合、取締役は７名（うち社外取締役２名）となります。

記

当社の取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の具体的な内容および数の上限

１．譲渡制限付株式の割当ておよび払込み

当社は、当社の取締役（社外取締役を除く。）に対し、当社取締役会決議に基づき、譲渡制限付株式に関する報酬等として上記の年額の範囲内で金銭報酬債権を支給し、各取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、譲渡制限付株式の割当てを受ける。

なお、譲渡制限付株式の払込金額は、その発行または処分に係る当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける取締役に特に有利な金額とならない範囲で当社取締役会において決定する。

また、上記金銭報酬債権は、当社の取締役（社外取締役を除く。）が、上記の現物出資に同意していることおよび下記３．に定める内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として支給する。

２．譲渡制限付株式の総数

当社の取締役（社外取締役を除く。）に対して割り当てる譲渡制限付株式の総数50,000株を、各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の数の上限とする。

ただし、本議案の決議の日以降、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。）または株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、当該譲渡制限付株式の総数を合理的に調整することができる。

３．譲渡制限付株式割当契約の内容

譲渡制限付株式の割当てに際し、当社取締役会決議に基づき、当社と譲渡制限付株式の割当てを受ける取締役との間で締結する譲渡制限付株式割当契約は、以下の内容を含むものとする。

（1）譲渡制限の内容

譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役は、譲渡制限付株式の交付日から当社の取締役、執行役員および使用人のいずれの地位からも退任または退職する日までの間（以下、「譲渡制限期間」という。）、当該取締役に割り当てられた譲渡制限付株式（以下、「本割当株式」という。）につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができない（以下、「譲渡制限」という。）。

（2）譲渡制限付株式の無償取得

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社の取締役、執行役員および使用人のいずれの地位からも退任または退職した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、本割当株式を当然に無償で取得する。

また、本割当株式のうち、上記（1）の譲渡制限期間が満了した時点において下記（3）の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得する。

(3) 譲渡制限の解除

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日まで継続して、当社の取締役、執行役員または使用人のいずれかの地位にあったことを条件として、本割当株式の全部につき、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。

ただし、当該取締役が、当社取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社の取締役、執行役員および使用人のいずれの地位からも退任または退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数および譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

(4) 組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合には、当社取締役会決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

この場合には、当社は、上記の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(ご参考)

当社は、本総会終結の時以降、上記の譲渡制限付株式と同様の譲渡制限付株式を、当社の執行役員に対し、割り当てる予定です。

第５号議案　当社株式の大規模な買付行為に関する対応方針（買収防衛策）継続の件

当社は、2017年６月29日開催の第162回定時株主総会において、株主のみなさまのご承認をいただき、「当社株式の大規模な買付行為に関する対応方針（買収防衛策）」を継続しておりますが（以下、「現プラン」といいます。）、現プランの有効期限は、本総会終結の時までとなっております。

当社は、現プラン導入以後の法令および金融商品取引所規則の改正、コーポレートガバナンス・コードの趣旨、買収防衛策に関する議論の動向等を踏まえ、当社の企業価値を安定的かつ継続的に維持・向上させることにより株主共同の利益を確保・向上させるため、現プランについて慎重に検討してまいりました。その結果、2020年５月11日開催の取締役会において、本総会における株主のみなさまのご承認を条件として、現プランを一部変更の上、継続（以下、新たに継続する対応方針を「本プラン」といいます。）することを、社外取締役２名を含む出席取締役全員の賛成により決議いたしました。本プランへの継続につきましては、当社監査役３名はいずれも、本プランの具体的運用が適正に行われることを前提として本プランへの継続に賛成する旨の意見を述べております。

つきましては、本プランへの継続につき、株主のみなさまのご承認をお願いするものであります。

なお、当社は現時点では大規模買付行為にかかる提案は受けておりません。

本プランの現プランからの主な変更点は、以下のとおりです。

・「Ⅰ．当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」および「Ⅱ．基本方針の実現に資する特別な取組み」を記載いたしました。
・当社取締役会の決議に基づく具体的対抗措置の発動事由を限定し、新たに当社株主総会の決議に基づいて具体的対抗措置の発動ができる場合を設定いたしました。
・当社取締役会が大規模買付者に対して追加的に情報提供を求める場合の期限の上限を設定いたしました。
・その他、語句の修正、文言の整理等を行いました。

Ⅰ．当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値を安定的かつ継続的に維持・向上させることにより株主共同の利益を図ることを目的とする者である必要があると考えております。

従って、当社は、当社株式について大規模買付行為が行われる場合、これが当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではなく、当社株式を売却されるかは、最終的には当社株主のみなさまの判断に委ねられるべきであると考えています。そして、大規模買付行為が行われようとする場合に、当社株主のみなさまに適切な判断をしていただくためには、当社取締役会を通じ、大規模買付行為に関する十分な情報の提供を受けた上、十分検討されることが必要と考えます。しかしながら、大規模買付行為が当社の企業価値および株主共同の利益を著しく損なうと認められる場合に対しては、当社は、当社の企業価値および株主共同の利益を守るために適切と考える方策を取ることが必要であると考えます。

Ⅱ．基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、創業以来一貫して研究開発型の化学会社を志向しており、事業分野も創業時から取り扱っている基礎化学品事業、市場シェアの高い高付加価値を有する機能化学品事業ならびに住宅設備等の事業など、製造から販売に至るまで多岐にわたる事業展開を行い、企業価値の安定的かつ継続的な維持・向上に努めております。

また、当社は、コーポレート・ガバナンスの充実は最も重要な課題と認識しており、監査役機能の重視、内部統制システムの構築・推進などの施策を推進しております。

1．企業価値向上への取組み

当社グループは、さらなる利益重視の経営へのシフトを目指し、「新成長エンジンの創出」・「海外収益基盤の確立」および「事業構造改革の完遂」を基本方針とする中期経営計画「BRIGHT-2020」を策定しております。事業構造改革を強力に推進し、戦略をより具体化することで、グループビジョンである「スペシャリティケミカルで新たな価値を創造する会社」の実現に向けて、さらなる企業価値の向上を図っています。

「新成長エンジンの創出」では、機能化学品、医薬品関連での新規事業展開、川下展開を

推進するとともに、研究開発分野での新製品開発、早期上市に取り組んでいます。また、これらの目標を達成するため、マーケティング、開発、生産から上市までを統括管理する組織とし、上市化のスピードアップ、新事業創出力の向上を図っています。

「海外収益基盤の確立」では、グローバル戦略を加速するために設置した海外事業本部を中心に海外現地法人を有機的に活用し、技術サービスの向上、製品別成長戦略を推進し、当社のグローバルニッチトップ製品群の世界シェア拡大を図っています。また、既存事業の川下展開、周辺事業領域への進出をはじめ、将来の成長に向けた海外生産拠点設立や事業提携を中心とした海外投融資へ積極的に取り組んでいます。

「事業構造改革の完遂」では、既存事業の効率化を推進するとともに、組織の再編、事業採算重視の体制へのシフトを鮮明にし、グループ全体の収益力の向上を図っています。

2．コーポレート・ガバナンスの充実への取組み

(1) 基本的な考え方

当社グループは、「高い志をもち独創的なものづくりで豊かな社会の実現に貢献します」というグループ企業理念のもと、経営の透明性・公平性を確保し、コーポレート・ガバナンス体制のより一層の充実を図り、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を実現することを基本方針としています。

(2) コーポレート・ガバナンス体制

現在の当社取締役会は、取締役６名（うち社外取締役２名）で構成しており、原則として毎月１回開催し、取締役会規則に従い重要事項を付議するとともに、業績の進捗について議論し、対策等を検討しています。なお、取締役の任期を１年とするとともに、執行役員制度を導入し、取締役会を経営の意思決定機能および執行監督機能に、執行役員を業務執行機能に分離し、効率的な企業経営と責任の明確化を図っています。取締役の職務執行上重要な事項については、代表取締役の諮問機関として取締役を中心に構成される経営会議に付議され、代表取締役の意思決定が的確に理解、実行される体制となっています。監査役は３名（うち社外監査役２名）であり、取締役会に出席するとともに社内の重要な会議にも積極的に参加し、取締役の職務執行を十分に監視できる体制となっています。また、内部監査は、内部監査室（２名）が担当しており、業務全般にわたる監査を実施しています。

Ⅲ．基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定の方法が支配されることを防止するための取組み

１．本プランの必要性

当社取締役会は、大規模買付行為に応じて当社株式を売却されるかは、最終的には、当社株主のみなさまの判断に委ねられるべきものであると考えています。

当社は、創業以来一貫して研究開発型の化学会社を志向しており、事業分野も創業時から取り扱っている基礎化学品事業、市場シェアの高い高付加価値を有する機能化学品事業ならびに住宅設備等の事業など、製造から販売に至るまで多岐にわたっています。また、当社の経営においては、当社グループの企業価値の源泉である研究開発の成果やノウハウならびに創業以来蓄積された国内外の顧客および取引先等のステークホルダーとの間に築かれた関係等へ理解が不可欠です。

このような当社の特色からすれば、株主のみなさまが、短期間で、当社グループの研究開発成果やノウハウの事業化の可能性、グループ企業の活動の有機的結合や事業間の技術シナジーなどを適切に把握し、当社の内在的価値を適時に的確に評価することは、容易でないものと思われます。そのため、大規模買付行為が行われようとする場合に、当社株主のみなさまに適切な判断をしていただくためには、当社取締役会を通じ、株主のみなさまに大規模買付行為に関する十分な情報を提供させていただく必要があると考えています。株主のみなさまに大規模買付行為に関する情報が十分に提供されることは、株主のみなさまが、大規模買付者が当社の経営に参画した際の経営方針や事業計画の内容および大規模買付行為における対価の妥当性等を判断される上で有益であると考えています。また、当社取締役会は、株主のみなさまの判断のために、大規模買付行為に関する情報が大規模買付者から提供された後、これを評価検討し、取締役会としての意見を取りまとめて開示し、必要に応じて、大規模買付者と交渉し、株主のみなさまへ代替案を提示することも予定しています。

株主のみなさまは、大規模買付行為に関する十分な情報の提供を受け、また、大規模買付行為に当社取締役会の意見や代替案の提示を受け、これらを十分検討されることにより、大規模買付行為に応じるか否かにつき判断することが可能になると考えています。

以上のような観点から、当社は、2008年６月27日開催の当社第153回定時株主総会において、株主のみなさまのご承認をいただき、「当社株式の大規模な買付行為に関する対応方

針（買収防衛策）」を導入いたしました。直近では、2017年６月29日開催の当社第162回定時株主総会の決議により、所要の変更を行った上で、現プランとして継続しております。

そして、今後も、現プランの適用可能性があるような大規模買付者が現れる可能性は否定できませんので、今般、当社取締役会は、当社株主総会の決議に基づいて具体的対抗措置の発動ができる場合を定める等、現プランを一部変更の上、継続することといたしました。

２．本プランの概要

本プランは、特定株主グループ（注１）の議決権割合（注２）を20％以上とすることを目的とする当社株券等（注３）の大規模な買付行為または結果として特定株主グループの議決権割合が20％以上となる当社株券等の大規模な買付行為（以下、「大規模買付行為」といい、かかる買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。）に対して適用されるものとします。

注１：特定株主グループとは、

① 当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第１項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第27条の23第１項に規定する保有者をいい、同条第３項に基づき保有者とみなされる者を含みます。）およびその共同保有者（同法第27条の23第５項に規定する共同保有者をいい、同条第６項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。）、または、

② 当社の株券等（同法第27条の２第１項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同法第27条の２第１項に規定する買付け等をいい、取引所金融商品市場において行われるものを含みます。）を行う者およびその特別関係者（同法第27条の２第７項に規定する特別関係者をいいます。）を意味します。

注２：議決権割合とは、特定株主グループが①記載の場合は、当該保有者の株券等保有割合（同法第27条の23第４項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数も加算するものとします。）、②記載の場合は、当該買付者および当該特別関係者の株券等所有割合（同法第27条の２第８項に規定する株券等所有割合をいいます。）の合計をいいます。

なお、議決権割合の計算において分母となる総議決権数は、当社のその時点での発行済株式の総数から、有価証券報告書、四半期報告書および自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものに記載された数の保有自己株式を除いた株式にかかる議決権数とします。

注３：株券等とは、金融商品取引法第27条の23第１項に規定する株券等を意味します。

当社取締役会としては、大規模買付行為は、以下に定めるルール（以下、「大規模買付ルール」といいます。）に従って行われることが、当社の企業価値および株主共同の利益に合致すると考えます。

(1) 情報提供

まず、大規模買付者には、当社取締役会に対して、当社株主のみなさまの判断および取締役会としての意見形成のために十分な情報（以下、「大規模買付情報」といいます。）を提供していただきます。

大規模買付情報の項目は以下のとおりです。

1）大規模買付者およびそのグループの概要（具体的名称、資本構成等を含みます。）
2）大規模買付行為の目的、方法および内容（大規模買付行為の対価の額・内容・算定根拠、大規模買付行為に要する資金の裏付け、時期、取引の仕組み等を含みます。）
3）大規模買付者に対する資金供与者の概要（具体的名称、資本構成等を含みます。）
4）大規模買付行為後５年間に想定している当社グループの経営方針および事業計画、財務計画、資本政策、配当政策、資産活用策等（以下、「大規模買付行為後の経営方針等」といいます。）
5）大規模買付行為後の経営方針等が当社グループの企業価値を向上させることの根拠
6）その他上記4）に関連し、当社取締役会および独立委員会が適切な判断をするために必要とする情報

大規模買付情報の具体的内容は、大規模買付行為の内容によって異なることもあり得るため、大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、まず当社宛に、本プランに従う旨の意向表明書をご提出いただくこととします。意向表明書（別紙１ご参照）には、大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先および提案する大規模買付行為の概要を明示していただきます。当社は、この意向表明書の受領後原則として10営業日以内に、当初提供していただくべき大規模買付情報の一覧を大規模買付者に交付し、大規模買付者は受領日より10営業日以内に当社宛ご提出いただくこととします。なお、当初提供していただいた情報だけでは大規模買付情報として不足していると考えられる場合、適宜合理的な回答期限を設けた上で（最初に大規模買付情報を受領した日から起算して60日を上限とします。）、十分な大規模買付情報が揃うまで追加的に情報提供をしていただくことがあります。大規模買付行為の提案があった事実および当社取締役

会に提供された大規模買付情報については、当社株主のみなさまの判断のために、その全部または一部を開示します。

なお、当社取締役会は、大規模買付者から十分な大規模買付情報が提出されたと判断した場合には、その旨の通知を大規模買付者に発送するとともに、その旨を公表します。

（2）大規模買付情報の検討、大規模買付者との交渉、代替案の提示

次に、当社取締役会は、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、十分な大規模買付情報の提供が完了した旨公表した後、60日間（対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付の場合）または90日間（その他の大規模買付行為の場合）を取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間（以下、「取締役会評価期間」といいます。）として与えられるべきものと考えます。

従って、大規模買付行為は、取締役会評価期間の経過後にのみ開始されるものとします。取締役会評価期間中、当社取締役会は必要に応じてファイナンシャルアドバイザー、公認会計士、弁護士等の社外の専門家の助言を受け、また独立委員会の意見を聴取しながら、提供された大規模買付情報を十分に評価・検討し、取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、開示します。また、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として株主のみなさまへ代替案を提示することもあります。

3．大規模買付行為がなされた場合の対応方針

（1）大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかったと判断される場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかったと判断される場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、当社の企業価値および株主共同の利益を守るため、具体的対抗措置として別紙２に記載のとおり新株予約権の無償割当てを行うことがあります。実際に新株予約権の無償割当てを行う場合には、一定割合以上の当社株券等を保有する特定株主グループに属さないことを行使条件とするなど、対抗措置としての効果を勘案した行使期間および行使条件を設けることがあります。

（2）大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したと判断される場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したと判断される場合には、当社取締役会は仮

に当該大規模買付行為に反対であったとしても、原則として具体的対抗措置を発動しません。大規模買付行為に応じるか否かは、当社株主のみなさまにおいて、当社取締役会の意見、代替案等をご考慮の上、ご判断いただくことになります。

ただし、大規模買付ルールが遵守されていると判断される場合であっても、①当該大規模買付行為がいわゆる東京高裁四類型もしくは強圧的二段階買付（以下、「濫用的買収」といいます。4.（1）ご参照）に該当し、当社の企業価値および株主共同の利益を著しく損なうと認められる場合、具体的対抗措置として別紙2に記載のとおり新株予約権の無償割当てを行うことがあります。当該大規模買付行為が濫用的買収に該当するか否かの検討および判断については、その客観性および合理性を担保するため、当社取締役会は、大規模買付者の提供する大規模買付行為後の経営方針等を含む必要情報に基づいて、社外取締役、社外監査役等から構成される独立委員会の意見を最大限尊重しつつ当該大規模買付者および大規模買付行為の具体的内容（目的、方法、対象、取得対価の種類・金額等）や当該大規模買付行為が当社の企業価値および株主共同の利益に与える影響を検討し、当社社外監査役を含む監査役の過半数の賛同を得た上で、当該大規模買付行為が濫用的買収に該当するか否かを決定することといたします。また、②当社取締役会は、大規模買付行為が当社の企業価値および株主共同の利益を著しく損なうと認められる場合（濫用的買収に該当する場合を除く。）に該当すると判断する場合には、実務上可能な限り最短の期間で、速やかに株主総会を開催し、大規模買付行為への対抗措置の発動に関する議案を当社株主総会に上程するものとします。

（3）取締役会の決議

当社取締役会は、上記（1）または（2）①において対抗措置の発動の是非について判断を行う場合は、独立委員会の意見を最大限尊重し、対抗措置の必要性、相当性等を十分検討した上で対抗措置の発動または不発動等に関する会社法上の機関としての決議を行うものとします。

当社取締役会が具体的対抗措置として、新株予約権の無償割当を行う場合の概要は原則として別紙3に記載のとおりですが、実際に新株予約権の無償割当をする場合には、議決権割合が一定割合以上の特定株主グループに属さないことを新株予約権の行使条件とする等、対抗措置としての効果を勘案した行使期間および行使条件を設けることがあります。

(4) 株主総会の開催

当社取締役会は、上記（2）②において大規模買付行為への対抗措置の発動に関する議案を株主総会に上程する場合は、株主のみなさまに本プランによる対抗措置を発動することの可否を十分にご検討いただくための期間（以下、「株主検討期間」といいます。）として最長60日間の期間を設定し、原則として当該株主検討期間中に当社株主総会を開催するものとします。ただし、事務手続上の理由から60日以内に開催することができない場合は、事務手続上可能な最も早い日において開催するものといたします。

当社取締役会において、株主総会の開催および基準日の決定を決議した場合は、取締役会評価期間はその日をもって終了し、直ちに株主検討期間へ移行することとします。

当社株主総会の開催に際しては、当社取締役会は、大規模買付者が提供した必要情報、必要情報に対する当社取締役会の意見、当社取締役会の代替案その他当社取締役会が適切と判断する事項を記載した書面を、株主のみなさまに対し、株主総会招集通知とともに送付し、適時・適切に開示いたします。

当社株主総会において対抗措置の発動または不発動について決議された場合、当社取締役会は、当社株主総会の決議に従うものとします。従って、当社株主総会が対抗措置を発動することを否決する決議をした場合には、当社取締役会は対抗措置を発動いたしません。また、当該株主総会の終結をもって株主検討期間は終了することとし、当該株主総会の結果は、決議後、適時・適切に開示いたします。

(5) 大規模買付行為待機期間

株主検討期間を設けない場合は取締役会評価期間を、また株主検討期間を設ける場合には取締役会評価期間と株主検討期間を合わせた期間を大規模買付行為待機期間とします。従って、大規模買付行為は、大規模買付行為待機期間の経過後にのみ開始できるものとします。

(6) 対抗措置発動の停止等について

上記（3）または（4）において、当社取締役会または株主総会において具体的対抗措置を講ずることを決定した後に、当該大規模買付者が大規模買付行為の撤回または変更を行った場合など当該対抗措置の発動が適切でないと当社取締役会が判断した場合には、独立委員会の意見を最大限尊重した上で、当該対抗措置の発動の停止等を行うことがあります。対抗措置として新株予約権の無償割当を行う場合、当社取締役会において、新株予約

権の無償割当てを決議した場合であっても、例えば、大規模買付者が大規模買付行為を撤回した等の事情により、当該対抗措置の発動が適切でないと当社取締役会が判断した場合には、独立委員会の意見を最大限尊重した上で、新株予約権の無償割当ての効力発生日までに新株予約権の無償割当てを中止し、または新株予約権の無償割当ての効力発生日後新株予約権の行使期間の初日の前日までに新株予約権者に当社株式を交付することなく無償にて新株予約権を取得する方法により当該対抗措置の発動の停止等を行うことができるものとします。このような対抗措置の発動の停止等を行う場合は、法令および当社が上場する金融商品取引所の上場規則等に従い、当該決定について適時・適切に開示いたします。

4．当社取締役会判断の客観性および合理性担保のための措置

（1）ガイドラインの制定

当社は、本プランの運用において恣意的な判断や処理がなされることを防止し、手続の透明性を確保すべく、客観的な要件を織り込んだ内部基準として、ガイドラインを設けています（以下、「本ガイドライン」といいます。）。当社取締役会および独立委員会は、それに基づいて本プラン所定の手続を進めなければならないこととしています。本ガイドラインの制定により、濫用的買収者の認定、対応等の際に拠るべき基準が透明となり、本プランに十分な予測可能性を与えております。

なお、本ガイドラインの中では、濫用的買収者の定義として、

1）真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、株価をつり上げて高値で株式を当社に引き取らせる目的で株式の買収を行っている場合（いわゆるグリーンメーラー）

2）当社の会社経営への参加の目的が、主として当社の事業経営上必要な企業秘密情報、重要資産、主要取引先や顧客等を当該大規模買付者またはそのグループ会社等に移譲させることにある場合

3）当社の資産を当該大規模買付者またはそのグループ会社等の債務の担保や弁済の原資として流用する予定で、当社の株式の取得を行っている場合

4）当社の会社経営への参加の目的が、主として、会社経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない有価証券等の高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的高配当による株価の急上昇の機会

を狙って株式の高価売り抜けをする目的である場合

5）大規模買付者の提案する買収の方法が、最初の買付条件を有利に、二段階目の買付条件を不利に設定するような、株主の判断の機会または自由を奪う構造上強圧的な方法による買付である場合（強圧的二段階買付）

と定めております（別紙３ご参照）。

（2）独立委員会の設置

新株予約権の無償割当てによる対抗措置の発動の是非に関する最終的判断は当社取締役会が行うことから、その判断の客観性および合理性を担保するため、当社は、社外取締役、社外監査役等で構成される独立委員会を設置します。その概要は、別紙４記載のとおりです。

同委員会は、当社取締役会から諮問を受けた各事項および独立委員会が必要と判断する事項について当社取締役会に意見を述べます。当社取締役会の決定に際しては独立委員会による意見を最大限尊重し、かつ、必ずこのような独立委員会の意見聴取の手続を経なければならないものとすることにより、当社取締役会の判断の客観性および合理性を確保する手段として機能するよう位置付けています。また、独立委員会の招集権限は、当社代表取締役、監査役のほか、各委員も有し、その招集が確実に行われるよう配慮しています。

なお、独立委員会の委員候補の氏名および略歴は、別紙５記載のとおりです。

５．当社株主および投資家のみなさまに与える影響への配慮

（1）本プランが株主および投資家のみなさまに与える影響等

本プランは、当社株主のみなさまが大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を提供し、さらには、当社株主のみなさまが代替案の提示を受ける機会を保障することを目的としています。これにより、当社株主のみなさまは、十分な情報および提案のもとで、大規模買付行為に応じるか否かについての適切な判断をすることが可能となり、そのことが、当社の企業価値および株主共同の利益の保護につながるものと考えます。

従いまして、本プランを設定することは、当社株主および投資家のみなさまの利益に資するものであると考えております。

なお、上記３.において述べたとおり、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したと

判断されるか否かによって大規模買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、当社の株主および投資家のみなさまにおかれましては、大規模買付者の動向にご注意ください。

(2) 対抗措置発動時に株主および投資家のみなさまに与える影響等

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合には、当社取締役会は、当社の企業価値および当社株主共同の利益を守るため、具体的対抗措置として別紙２に記載のとおり新株予約権の無償割当てを行うことがありますが、具体的対抗措置の仕組上、大規模買付ルールに違反した大規模買付者を除く当社の株主のみなさまが法的権利または経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。当社の取締役会が具体的対抗措置を取ることを決定した場合には、当社株主および投資家のみなさまならびにその他の関係者に不測の損害が生じることのないよう、適時かつ適切に開示を行う等、適切な方法で対処する予定です。

一方、具体的対抗措置として新株予約権の無償割当てを行うこととなった場合、割当期日における当社株主のみなさまは引受けの申込みをすることなく新株予約権の無償割当てを受けますが、その後、新株予約権を行使して新株を取得するためには所定の期間内に一定の金額の払込をしていただく必要がある場合もあります。かかる手続の詳細につきましては、実際に新株予約権の無償割当てを行うことになった際に、法令に基づき別途お知らせいたします。ただし、名義書換未了の当社株主のみなさまにつきましては、新株予約権の無償割当てを受けるためには、別途当社の取締役会が決定し公告する新株予約権の割当期日までに、名義書換を完了していただく必要があります。

なお、いったん新株予約権の無償割当てを決議した場合であっても、例えば、大規模買付者が大規模買付行為を撤回した等の事情により、当社は、新株予約権の無償割当ての効力発生日までに新株予約権の無償割当てを中止し、または新株予約権の無償割当ての効力発生日後新株予約権の行使期間の初日の前日までに新株予約権者に当社株式を交付することなく無償にて新株予約権を取得する場合があります。これらの場合には、１株あたりの株式の価値の希釈化は生じませんので、１株あたりの株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売付け等を行った株主および投資家のみなさまは、株価の変動により損害を被るおそれがあります。

6．本プランの有効期間および変更・廃止およびそれにともなう開示

（1）本プランの有効期間

本プランの有効期間は、2020年６月26日開催予定の当社第165回定時株主総会における当社株主のみなさまのご承認により、当該定時株主総会終結の時から３年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会（2023年６月開催予定の第168回定時株主総会）終結の時までとします。

（2）本プランの廃止

本プラン導入後、有効期間の満了前であっても以下の場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

1）当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合

2）当社株主総会において本プランを廃止する旨の議案が承認された場合

（3）本プランの変更

本プランの有効期間中であっても、関係法令の整備、株主総会の決議、独立委員会の意見等を踏まえ、当社の企業価値および株主共同の利益の確保・向上の観点から、随時、必要に応じて取締役会決議により本プランを変更する場合があります。

（4）本プランの廃止または変更に関する情報の開示

本プランが廃止または変更された場合には、株主および投資家のみなさまに対し、当該事実および当社取締役会または独立委員会が必要と判断する事項を適時に開示します。

7．本プラン導入状況についての補足説明

本プラン導入を決定した当社取締役会には、当社監査役３名全員が出席し、いずれの監査役も本プランの具体的運用が適正に行われることを条件として、本プラン導入に賛成する旨の意見を述べています。

なお、当社は、適時かつ適切に開示を行っていく予定ですが、当社株主および投資家のみなさまにおかれましても、当社株式に関する大規模買付行為が行われた場合には、その後の動向把握等に努められますようよろしくお願いいたします。今後、当社株主および投資家のみなさまに影響を与える具体的対抗措置を発動することを決定した場合には、その詳細について直ちに公表することといたします。

8．本プランの合理性

（1）買収防衛策に関する指針等の要件を充足していること

本プランは、経済産業省および法務省が2005年５月27日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」の定める３原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を充足しております。また、経済産業省に設置された企業価値研究会が2008年６月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」、東京証券取引所が2015年６月１日に公表(2018年６月１日に改訂版公表)した「コーポレートガバナンス・コード」の「原則１-５ いわゆる買収防衛策」およびその他買収防衛策に関する実務・議論を勘案した内容となっております。さらに、本プランは、東京証券取引所の定める買収防衛策の導入に係る諸規則等の趣旨に合致しております。

（2）企業価値および株主共同の利益の向上を目的としていること

本プランは、当社株主のみなさまが大規模買付行為に応じるか否かを的確に判断するために必要な時間や情報、当社取締役会による意見や代替案の提示を受ける機会を保障すること等を可能とするものです。これにより、当社株主のみなさまは、十分な情報および提案のもとで、大規模買付行為に応じるか否かについての適切な判断をすることが可能となりますので、当社の企業価値および株主共同の利益の向上を目的とするものです。

（3）株主意思を反映するものであること

本プランの採用は、2020年６月26日開催予定の当社第165回定時株主総会における当社株主のみなさまのご承認を条件としており、また、有効期間満了前であっても、当社株主総会または当社株主総会において選任された取締役により構成される当社取締役会において本プランを廃止する旨の議案が承認された場合には、本プランはその時点で廃止されるものとしておりますので、株主のみなさまの意思が反映される仕組みとなっております。

さらに、上記３．（4）に記載のとおり、当社取締役会は、具体的対抗措置発動の是非について、一定の場合に、当社株主総会において株主のみなさまの意思を確認することとしています。

（4）取締役会判断の客観性・合理性が確保されていること

本プランにおいては、具体的対抗措置発動の是非は、当社の業務執行を行う経営陣から

独立している複数の委員によって構成される独立委員会の意見を最大限尊重することになっているなど、取締役の恣意的判断を排除し、当社取締役会判断の客観性および合理性を担保する措置が確保されています。

(5) デッドハンド型やスローハンド型の買収防衛策ではないこと

本プランは、当社株主総会で選任された取締役で構成される取締役会の決議によっても廃止することができるとされております。従って、本プランは、いわゆるデッドハンド型の買収防衛策（株主総会で取締役会の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止または不発動とすることができない買収防衛策）ではありません。

また、当社取締役の任期は1年であることから、本プランは、いわゆるスローハンド型の買収防衛策（取締役会を構成する取締役を一度に交代させることができないため、大規模買付者にとって具体的対抗措置の発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

以上のとおり、本プランは、当社の企業価値および株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありませんので、十分な合理性を有しているものと考えております。

以上

別紙１

○○○○年○○月○○日

株式会社大阪ソーダ
代表取締役社長執行役員　寺田　健志　殿

意向表明書

○○株式会社
代表取締役　○○○○印

貴社株式の大規模な買付行為に関する対応方針を遵守し、貴社株式の買付行為を行うことを約束いたします。

大規模買付者の名称	
大規模買付者の住所または本店所在地	〒○○○－○○○○
設立準拠法	
代表者氏名	
国内連絡先	電　話：　　（　） ＦＡＸ：　　（　） E-mail：
提案する大規模買付行為の概要	

別紙２

新株予約権の概要

１．新株予約権割当ての対象となる株主およびその割当て条件

当社取締役会で定める割当期日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有株式（ただし、当社の有する当社普通株式を除く。）１株につき１個の割合で新株予約権を無償で割当てる。

２．新株予約権の目的となる株式の種類および数

新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権１個あたりの目的となる株式の数は１株とする。ただし、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、所要の調整を行うものとする。

３．新株予約権の総数

新株予約権の割当て総数は、割当期日における最終の発行済株式総数（ただし、当社が有する当社普通株式を除く。）を上限として、当社取締役会が定める数とする。当社取締役会は、割当て総数がこの上限を超えない範囲で複数回にわたり新株予約権の割当を行うことがある。

４．各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額

各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額は１株あたり１円以上で当社取締役会が定める額とする。

５．新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要する。

６．新株予約権の行使期間等

新株予約権の行使期間、行使条件、消却事由および消却条件その他必要な事項については、当社取締役会にて別途定めるものとする。なお、一定割合以上の当社株券等を保有する特定株主グループもしくは特定株主グループから当社取締役会の承認を得ることなく新株予約権の譲渡を受けた者は、新株予約権の行使ができないものとする。

以　上

別紙３

具体的対抗措置発動に関するガイドライン（骨子）

１．目的

具体的対抗措置発動に関するガイドライン（以下、「本ガイドライン」という。）は、2020年５月11日開催の当社取締役会において、2020年６月26日開催予定の当社第165回定時株主総会における株主のみなさまの承認を条件として継続を決議した大規模な買付行為に関する対応方針（以下、「本プラン」という。）に関し、当社取締役会および独立委員会が、当社に対する大規模買付者が現れた場合、当社株主共同の利益および当社企業価値の維持・向上のため、具体的対抗措置の発動の是非の判断に備え、予め具体的発動基準を定めることを目的とする。

２．株主総会の決議を経ずに具体的対抗措置を発動できる場合

当社取締役会が大規模買付者の大規模買付行為につき、以下に定めるいずれかの事由に該当すると判断し、かつ、その是正を書面により当該大規模買付者に対して要求した後５営業日（初日不算入）以内に当該違反が是正されない場合は、具体的対抗措置の発動を決定することができる。

（1）本プランに定める手続を遵守しない大規模買付行為である場合

1）大規模買付者による情報提供がなされない場合

大規模買付者から、大規模買付者の概要、大規模買付行為の目的、方法および内容、大規模買付者に対する資金供与者の概要、大規模買付行為後５年間に想定している当社グループの経営方針および事業計画、財務計画、資本政策、配当政策、資産活用策等（以下、「大規模買付行為後の経営方針等」という。）、大規模買付行為後の経営方針等が当社グループの企業価値を向上させることの根拠、その他取締役会および独立委員会が適切な判断、意見をするために必要とする情報の全部または一部が提供されない場合

2）大規模買付者による情報提供が不十分である場合

大規模買付者から大規模買付行為について一応の情報提供がなされたとしても、提供された情報が不十分であり、株主のみなさまが大規模買付行為の是非について適切な判断をすることが困難となる場合（ただし、大規模買付者が当社取締役会の定める合理的期間内（最初に大規模買付情報を受領した日から起算して60日を限度とする。）に必要な追加情報の提供を行わない場合に限る。）

3）当社取締役会が、当社株主共同の利益および当社企業価値の維持・向上の観点から大規模買付情報を検討し代替案の提示等を行うために合理的な期間（対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付の場合は60日間、その他の大規模買付行為の場

合は90日間）の満了を待たずに、公開買付行為を行う場合

（2）大規模買付者の大規模買付行為が当社の企業価値および株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれがある場合（濫用的買収に該当する場合）

1）真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、株価をつり上げて高値で株式を当社に引き取らせる目的で株式の買収を行っている場合（いわゆるグリーンメーラー）

2）当社の会社経営への参加の目的が、主として当社の事業経営上必要な企業秘密情報、重要資産、主要取引先や顧客等を当該大規模買付者またはそのグループ会社等に移譲させることにある場合

3）当社の資産を当該大規模買付者またはそのグループ会社等の債務の担保や弁済の原資として流用する予定で、当社の株式の取得を行っている場合

4）当社の会社経営への参加の目的が、主として、会社経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない有価証券等の高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的高配当による株価の急上昇の機会を狙って株式の高価売り抜けをする目的である場合

5）大規模買付者の提案する買収の方法が、最初の買付条件を有利に、二段階目の買付条件を不利に設定するような、株主の判断の機会または自由を奪う構造上強圧的な方法による買付である場合（強圧的二段階買付）

3．株主総会の決議を経た上で具体的対抗措置を発動できる場合

大規模買付者の大規模買付行為が濫用的買収に該当しない場合であっても、当社取締役会が以下に定めるいずれかの事由に該当すると判断し、かつ、当社株主総会において具体的対抗措置の発動について決議された場合は、具体的対抗措置の発動を決定することができる。

(1) 大規模買付者の大規模買付行為が当社の企業価値および株主共同の利益を著しく損なうと認められる場合

1）大規模買付者の提案する当社株式の買収条件（買取対価の金額、内容、時期、方法、違法性の有無、実現可能性等を含むがこれに限らない。）が、当社の企業価値に照らし著しく不十分または著しく不適切なものである場合

2）上記の他、大規模買付情報の内容から、当社株主共同の利益および当社企業価値を著しく害することが明白な買収である場合

以　上

別紙４

独立委員会の概要

１．設置
　独立委員会は、当社取締役会により設置される。
２．構成
（1）独立委員会の委員は、３名以上とする。
（2）委員の選定にあたっては、社外取締役、社外監査役、社外有識者(弁護士等の専門家や民間企業の企業経営経験者等を想定しているが、これに限らない。)等から選任するものとする。
　選定にあたっては、独立委員会の役割期待に鑑み、専門知識、企業経営および化学会社に関する知見、企業価値に関する見識、実務経験等を総合的に勘案して決定する。
（3）なお、委員が社外有識者の場合は、当社に対する善管注意義務条項等を含む契約書を当社との間で締結するものとする。
３．任期
　委員の任期は３年とし、重任を認めるものとする。
４．役割
（1）独立委員会は、当社取締役会の要請に応じて、原則として次に規定する事項につき、本ガイドラインに基づき検討・審議を行い、当社取締役会に対して意見を述べる。当社取締役会は、独立委員会の意見を最大限尊重して最終的な決定を行う。
　1）大規模買付者との事前交渉で大規模買付者から提出された買付計画等資料の検討
　2）具体的対抗措置を講ずるか否かの検討
　3）大規模買付者との事後交渉により具体的対抗措置を中止するか否かの検討
　4）その他当社取締役会が判断すべき事項のうち、当社取締役会が独立委員会に諮問した事項の検討
（2）独立委員会は、（1）に掲げる事項のほか、次に規定する事項を行うことができるものとする。
　1）大規模買付者からの直接の意見聴取
　2）当社取締役会から提出された代替案の検討
（3）独立委員会は、当社に関する資料の検討等を行うため、当社内に事務局を設置する。
（4）独立委員会は、会計士、弁護士その他の外部の専門家に対して、検討に必要な専門的な助言を得ることができる。その際の費用は当社が負担するものとする。
５．招集
　当社の代表取締役、監査役および独立委員会の委員は、いつでも独立委員会を招集する権限を有する。
６．決議
　独立委員会の決議は、原則として独立委員会の委員全員が出席する委員会において、その過半数の賛成をもって行う。ただし、やむを得ない事由があるときは独立委員会の委員の過半数が出席し、その過半数の賛成をもって足りるものとする。

以　上

別紙５

独立委員会委員候補の氏名および略歴

二村　文友（1947年１月 9日生）

1972年 ４ 月　新日本製鐵株式会社（現日本製鉄株式会社）入社
2001年 ６ 月　同社取締役
2006年 ４ 月　同社常務取締役
2007年 ６ 月　同社代表取締役副社長
2009年 ６ 月　新日鐵化学株式会社（現日鉄ケミカル＆マテリアル株式会社）代表取締役社長
2015年 ６ 月　月島機械株式会社社外取締役（現任）
2015年 ６ 月　当社社外取締役（現任）

百嶋　　計（1958年12月20日生）

1981年 ４ 月　大蔵省（現財務省）入省
1999年 ７ 月　東京国税局査察部長
2011年 ７ 月　国税庁長官官房審議官
2012年 ７ 月　名古屋国税局長
2015年 ４ 月　独立行政法人造幣局理事長
2018年 ４ 月　財務省大臣官房審議官
2019年 ４ 月　追手門学院大学経営学部教授（現任）、財務省財務総合政策研究所上席客員研究員（現任）
2019年 ６ 月　当社社外取締役（現任）

藤藪　重紹（1965年１月28日生）

1987年 ４ 月　株式会社三和銀行（現株式会社三菱ＵＦＪ銀行）入行
2011年 １ 月　株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行（現株式会社三菱ＵＦＪ銀行）野田支社長
2016年 ４ 月　株式会社大正銀行（現株式会社徳島大正銀行）企画部長
2018年 ６ 月　同行執行役員企画部長
2020年 １ 月　株式会社徳島大正銀行総合企画本部企画部副部長
2020年 ３ 月　同行営業本部大阪営業店統括部副部長（現任）
2020年 ６ 月　当社社外監査役（就任予定）

森　真二　（1946年５月22日生）

1974年 ４ 月　横浜地方裁判所判事補
1984年 ４ 月　大分地方裁判所・大分家庭裁判所判事
1986年 ４ 月　京都地方裁判所・京都家庭裁判所判事
1989年 ５ 月　弁護士登録（大阪弁護士会）
2006年 ３ 月　弁護士法人中央総合法律事務所代表社員弁護士（現任）
2010年 ６ 月　当社社外監査役（現任）
2014年 ４ 月　ダイドードリンコ株式会社（現ダイドーグループホールディングス株式会社）社外取締役（現任）

以　上

参考資料１

大株主の状況

（2020年３月31日現在）

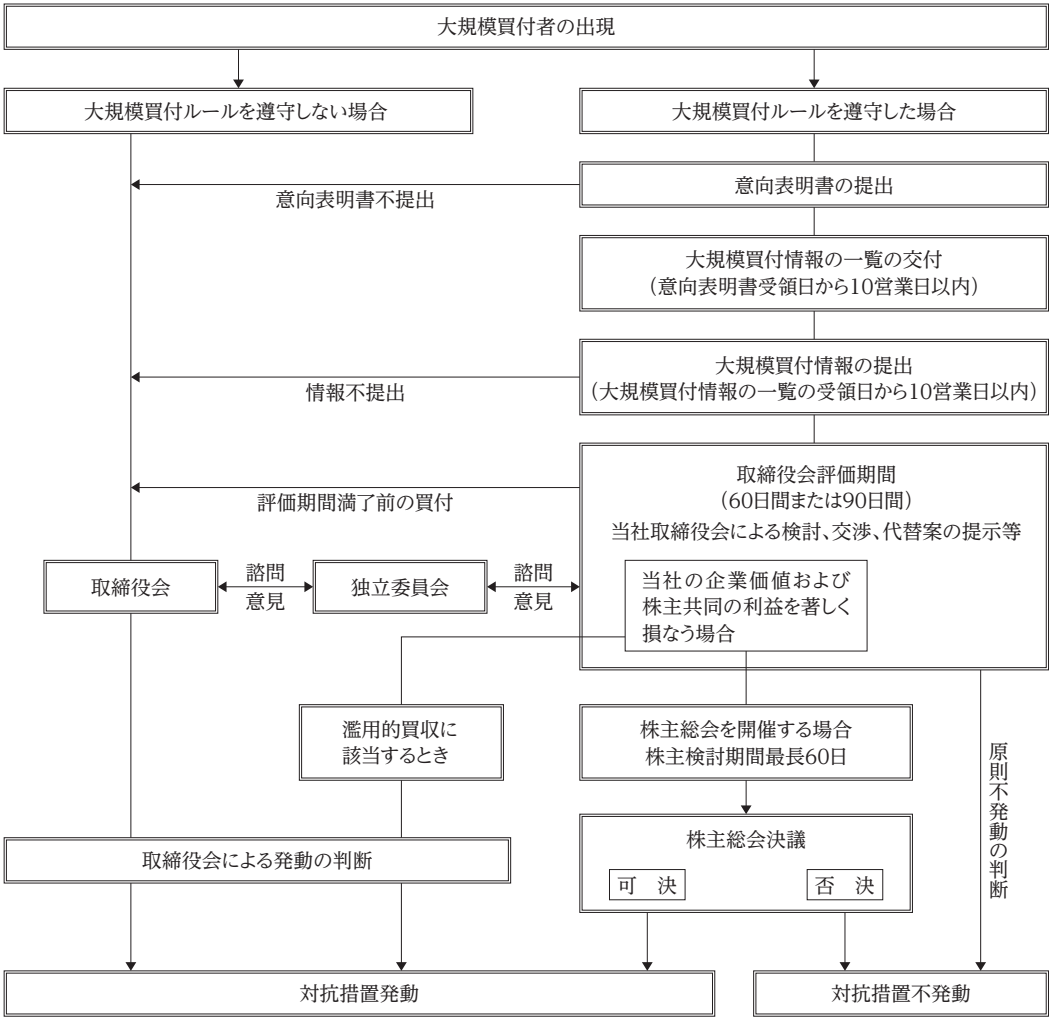
株主名	持株数	持株比率
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	1,427千株	6.01%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,092	4.60
株式会社三菱ＵＦＪ銀行	876	3.69
株式会社福岡銀行	822	3.46
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	768	3.23
株式会社伊予銀行	748	3.15
帝人株式会社	678	2.86
株式会社みずほ銀行	669	2.82
日本生命保険相互会社	637	2.68
ダイソー協栄会	601	2.53

（注）１．持株比率は、発行済株式の総数から自己株式数（3,002,722株）を控除して計算しております。
２．損害保険ジャパン日本興亜株式会社は、2020年４月１日付で損害保険ジャパン株式会社に商号変更しております。

以　上

参考資料２

本プランの概要図



（注）　本図は、本プランのご理解に資することを目的として、代表的な手続の流れを図式化したものであり、必ずしもすべての手続を示したものではありません。詳細につきましては、本文をご参照ください。

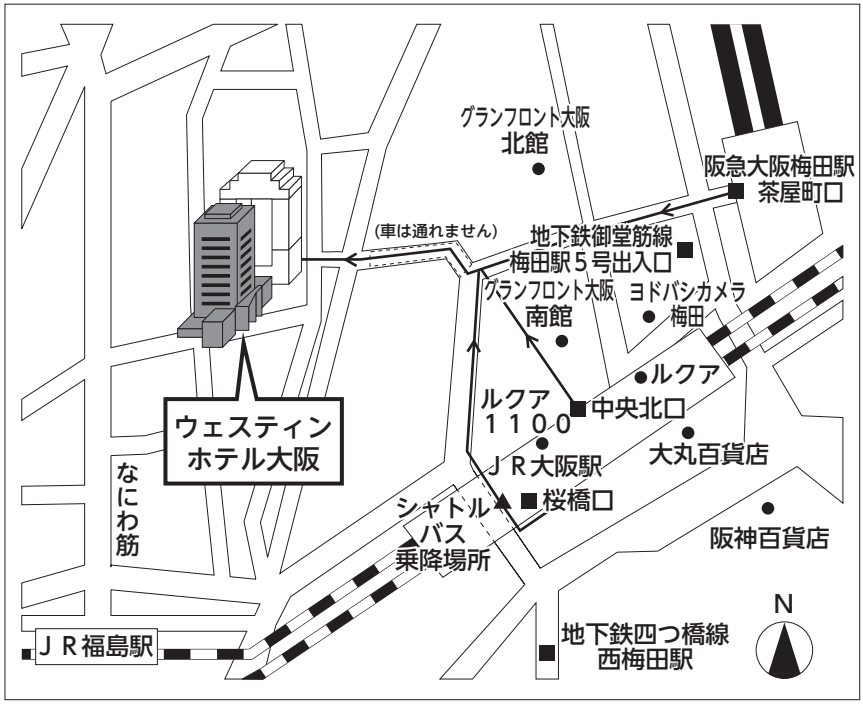
以　上

〈メ　モ　欄〉

株主総会会場ご案内図

会　場　〒531-0076 大阪市北区大淀中一丁目１番20号
ウェスティンホテル大阪 ４階 花梨の間
電話　06−6440−1111

※開催場所が昨年と異なりますので、お間違いのないようご注意ください。
※昨年から、株主総会ご出席株主様へのお土産の配布を取りやめさせていただいております。何卒ご理解くださいますようお願い申しあげます。



ＪＲ「大阪駅」中央北口（２階）より徒歩７分
阪急「大阪梅田駅」茶屋町口より徒歩９分
地下鉄御堂筋線「梅田駅」５号出口より徒歩９分
ＪＲ「大阪駅」桜橋口西側高架下より無料シャトルバス運行

新型コロナウイルスの感染リスクを避けるため、ご来場を見合わせていただき、書面またはインターネットによる議決権行使を行っていただくことを強くご推奨申しあげます。今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生ずる場合は、当社ホームページでお知らせいたします。

UD FONT
見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。